

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月7日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イエローハット築館店・TSUTAYA築館店・ドコモショップ栗原店・シャト  
レーゼ築館店  
栗原市築館字留場桜10番4 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表  
者の氏名  
株式会社ホットマン 代表取締役 伊藤 信幸  
宮城県仙台市太白区西多賀四丁目4番17号
- 3 市町村の意見の概要  
(1) 廃棄物について  
栗原市廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化の促進に関する条例及び廃  
棄物の処理及び清掃に関する法律に従って適切に対応されたい。  
(2) 騒音について  
騒音規制法及び宮城県公害防止条例に従って適切に対応されるとともに、地  
域住民等から公害苦情が発生した場合には、事業者の責任において速やかに対  
応されたい。
- 4 地域住民等の意見の概要  
なし
- 5 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，栗原地方県政情報  
コーナー及び栗原市役所
- 6 縦覧期間  
令和5年3月7日から令和5年4月7日まで（ただし，閉庁日を除く。）